

春日部市議会会議規則の一部を改正する規則

春日部市議会会議規則（平成17年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の章又は条（以下「改正前の章等」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の章又は条（以下「改正後の章等」という。）の表示に下線が引かれた場合にあつては、当該改正前の章等を当該改正後の章等とする。
- (2) 次の表中、改正後の章等に対応する改正前の章等が存在しない場合にあつては、当該改正後の章等を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p><b>第7章 協議又は調整を行うための場（第159条）</b></p> <p><b>第8章 議員の派遣（第160条）</b></p> <p><b>第9章 補則（第161条）</b> （準用規定）</p> <p>第64条 質問については、<b>第60条</b>（質疑又は討論の終結）の規定を準用する。</p> <p><b>第7章 協議又は調整を行うための場</b></p> <p>第159条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。</p> <p>3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。</p> <p>4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。</p> <p><b>第8章 議員の派遣</b></p> <p>第160条（略）</p> <p><b>第9章 補則</b> （会議規則の疑義に対する措置）</p> <p>第161条（略）</p>	<p>目次</p> <p><b>第7章 議員の派遣（第159条）</b></p> <p><b>第8章 補則（第160条）</b> （準用規定）</p> <p>第64条 質問については、<b>第56条（質疑の回数）及び第60条</b>（質疑又は討論の終結）の規定を準用する。</p> <p><b>第7章 議員の派遣</b></p> <p>第159条（略）</p> <p><b>第8章 補則</b> （会議規則の疑義に対する措置）</p> <p>第160条（略）</p>

- (4) 附則の次に次の別表を加える。

## 別表（第159条関係）

名称	目的	構成員	招集権者
全員協議会	議会の運営及び市政における課題等に関し、協議 又は調整を行うため	全議員	議長

## 附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。